

貸付制度について

- 「介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度」とは
2年間介護福祉士として仕事をする代わりに、実務者研修の研修費や国家試験介護福祉士を受験するために必要な費用を国が負担してくれる制度です。
- 「介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度」対象チェック表
下記のすべての項目に該当する方が当制度を利用できます。

- 千葉県内に居住している。(又は千葉県外に居住していても千葉県内の事業所で介護業務に従事する予定である。)
- 3年以内に国家試験「介護福祉士」を受験する予定である。
- 国家試験に合格後、登録を行い、介護福祉士として千葉県内の事業所で継続して2年間介護業務に従事する予定である。
- 連帯保証人になってくれる人がいる。(日本に居住しており、75歳以下であり、年収150万円以上であり、社会福祉協議会が実施するほかの貸付制度の仮受人になっていない方。)

※茨城県内に居住している方は「千葉県」→「茨城県」と読み替えて下さい。

<注意事項>

- ・試験は一発で合格しなくても大丈夫です。(3回目の受験で不合格だと返還しなくてはなりません。)
- ・自己資金やお勤め先から研修費を支払った方に比べて、貸付制度を利用された方のほうが、試験に合格する確率が高いようです。「合格しないと国にお金を返さなくちゃいけない」という心理的に追い込まれる状態が、受験勉強への意欲に関係していると考えられます。合格を目指すなら貸付制度を積極的に利用して、自分を追い込みましょう！

- 貸付制度を利用する方へ
 - ・研修費等のお支払いは、社会福祉協議会から振込があった後で構いません。振込があったときに確実に当法人へお支払いいただくために『支払誓約書』をご記入いただきます。
 - ・貸付制度の詳しい手続きについては追ってご連絡致します。